

令和3年12月八戸市議会定例会

提 出 議 案

12月市議会定例会に付議すべき事件

議案第132号	令和3年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第133号	令和3年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第134号	令和3年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第135号	令和3年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第136号	令和3年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第137号	令和3年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第138号	令和3年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第139号	令和3年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第140号	令和3年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第141号	令和3年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第142号	令和3年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第143号	令和3年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第144号	令和3年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第145号	八戸市監査委員に選任する者につき同意を求めるこ とについて	5
議案第146号	八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関 する条例の制定について	9
議案第147号	八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例 の制定について	13
議案第148号	八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	17

議案第149号	八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第150号	八戸市霊園条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第151号	八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第152号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第153号	指定管理者の指定について	41
	(児童科学館及び視聴覚ライブラリー)	
議案第154号	指定管理者の指定について	43
	(館鼻公園及びみなと体験学習館)	
議案第155号	八戸市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	45

議案第145号

八戸市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
八戸市監査委員に別紙の者を選任することについて同意を求める。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

識見を有する1人の監査委員の任期満了に伴う後任の監査委員を選任するため同意を求めるものである。

財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者

氏 名 倉 成 美納里

議案第146号

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、同計画に定められた振興すべき業種の用に供する設備の取得等をした者について、当該設備の用に供する家屋等に対する固定資産税の課税を免除するためのものである。

八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）における固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法附則第7条第1項の規定により法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。第1号において同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税の免除（以下「課税免除」という。）の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度（当該固定資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が1月

1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度)以降3箇年度とする。

(課税免除の申請及び決定)

第4条 課税免除を受けようとする者は、規則で定める申請書を、課税免除を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、課税免除の可否を決定し、遅滞なく当該申請者に通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

議案第147号

八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

ＩＣカードの導入に伴う所要の改正をするとともに、特殊普通旅客運賃の上限額の改定、回数旅客運賃の廃止その他規定の整備をするためのものである。

八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例

八戸市自動車乗車運賃等条例（平成13年八戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号イ中「600円」を「800円」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第14条を第15条とする。

第13条第2項中「定期乗車券に」を「定期旅客運賃と引換えに発行する乗車券に」に、「当該定期乗車券」を「当該乗車券」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項及び第2項中「として回収する」を「とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、前2項の規定により無効とされた乗車券を、別に定めるところにより、回収することができる。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条を削る。

第9条の見出しを「（運賃等の払戻し）」に改め、同条中「乗車券」及び「運賃」の次に「又はICカードの利用可能金額」を加え、同条ただし書中「ときは、」の次に「手数料を徴収しないで払戻しをし、又は」を加え、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（乗車券等の再発行）

第11条 乗車券は、再発行しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、再発行することができる。

2 ICカード（管理者が定めるものに限る。）について再発行の請求があったときは、1枚につき500円以内で管理者が定める額の手数料を徴収して当該ICカードを再発行する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、手数料を徴収しないで再発行することができる。

第8条の次に次の1条を加える。

（ICカードの発行等）

第9条 管理者は、管理者が指定する運賃又は料金の支払に使用するICカード（以下「ICカード」という。）を発行することができる。

2 ICカードの取扱いについて必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。ただし、第9条ただし書の改正規定

は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行されたこの条例による改正前の八戸市自動車乗車運賃等条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項第3号アに規定する普通回数乗車券、同号イに規定する通学回数乗車券又は同号ウに規定する特殊回数乗車券に係る回数旅客運賃については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発行された旧条例第10条に規定する定期乗車券の再発行については、なお従前の例による。

議案第148号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等における書面の作成、保存等について電磁的記録により行うことを可能とし、電磁的方法により行う書面の交付等の範囲を拡大するとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成
26年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第4章 雑則（第53条）
附則」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中
「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この
条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、
図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等
に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ
ては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に
供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該
書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、
第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載
すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・
保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機
とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用
する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条にお
いて「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定
教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは

「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第149号

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

印鑑の登録及び証明に係る事項から性別を除外するとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例

八戸市印鑑条例（昭和61年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「未成年者」の次に「、成年被後見人」を加える。

第6条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第9条第1項中「又は第6号から第8号まで」を「、第6号又は第7号」に改める。

第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第5条第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第150号

八戸市霊園条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市霊園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

東霊園に合葬墓を設置し、その管理について必要な事項を定めるとともに、使用権の承継範囲の見直しその他規定の整備をするためのものである。

八戸市霊園条例の一部を改正する条例

八戸市霊園条例（昭和40年八戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般墓地 焼骨を埋蔵する墳墓（合葬墓を除く。）を設けるために区画した用地をいう。
- (2) 合葬墓 焼骨を共同で埋蔵する墳墓（一般墓地に設ける墳墓を除く。）として、市が設置する施設をいう。
- (3) 埋蔵場所 一般墓地及び合葬墓をいう。

第7条を次のように改める。

（使用者の資格）

第7条 霊園を使用することができる者は、使用の許可の申請時において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一般墓地 合葬墓の使用の許可を受けていない者で、当市に住所又は事務所を有するもの

- (2) 合葬墓

ア 現に使用することができる祖先等の墳墓を有しないと認められ、かつ、一般墓地の使用の許可を受けていない者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当市に引き続き1年以上住所を有し、かつ、焼骨を埋蔵しようとする者

(イ) 死亡時において当市に引き続き1年以上住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者

(ウ) 当市に引き続き1年以上住所を有する満65歳以上の者で、自己の死後にその焼骨を埋蔵する者を選任することができるもの

イ 一般墓地に埋蔵している焼骨を合葬墓に改葬し、一般墓地を返還しようとする者

- (3) 碑石、彫像類の設置及び葬祭場の使用 当市に住所又は事務所を有する者

第11条を削る。

第10条の見出しを「（代理人の選定）」に改め、同条第1項中「第7条ただし書の規定により、第8条」を「第8条第1項」に改め、「いう。）」の次に「のうち、規則で定める者」を加え、「届け出て」を「申し出て」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項を次のように改める。

埋蔵場所の使用の許可は、1人につき1箇所限り行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条第2項中「埋葬場所」を「埋蔵場所」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(使用者の公募)

第9条 霊園のうち、埋蔵場所に係る前条第1項の許可に当たっては、あらかじめ公募により当該埋蔵場所を使用する者を決定することができる。

2 前項の規定による公募の方法、時期その他必要な事項は、市長が定める。

第12条中「使用者」の次に「(合葬墓及び葬祭場の使用者を除く。次条第1項において同じ。)」を加え、「しなければ」を「設置しなければ」に改める。

第23条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条の見出しを「(改葬)」に改め、同条第1項中「使用者が第19条第1項第1号」を「第20条第1項第1号及び第2号」に改め、同条を第22条とする。

第20条第1項中「使用者」の次に「(合葬墓の使用者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条を第21条とする。

第19条第1項中「使用者が」を削り、同項第1号中「所在不明」を「使用者が所在不明」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 第7条第2号(ア(ウ)を除く。)に該当する使用者にあっては使用許可の日から1年を、同号ア(ウ)に該当する使用者にあってはその選任した者が当該使用者が死亡した日から3年を経過しても合葬墓に焼骨を埋蔵しないとき。

第19条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第15条第1項に規定する承継人が同項の規定による使用権の承継の申出をせずに10年を経過したとき。

第19条第2項中「第2号から第4号」を「第3号から第6号」に改め、同条を第20条とする。

第18条を削り、第17条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(秩序保持)

第19条 使用者及び入場者は、霊園の秩序保持及び施設の良好な保全に努めなければならない。

2 使用者及び入場者は、常に係員の指示に従わなければならない。

第16条を第17条とする。

第15条第2項を削り、同条を第16条とする。

第14条中「使用者が」を「使用者(一般墓地の使用者に限る。以下この項及び第20条第1項

第1号において同じ。)が」に改め、「又は」を削り、「解散したとき」の次に「その他規則で定める場合に該当するとき」を、「承継人」の次に「(親族又は縁故者を含む。以下同じ。)」を加え、「届け出て」を「申し出て」に改め、同条に次の1項を加える。

2 合葬墓の使用権は、これを承継することができない。ただし、規則で定める者が承継する場合は、この限りでない。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(焼骨の不返還)

第14条 合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

別表中「第15条」を「第16条」に、

「

埋葬場所	4平方メートル	芝生	107,000円			3,310円	
		その他	92,000円	244,000円	80,000円	2,650円	2,610円
	6平方メートル		230,000円	477,000円	100,000円	4,680円	2,610円
	9平方メートル		460,000円			7,890円	

」

を

「

一般墓地	4平方メートル	芝生	107,000円			3,310円	
		その他	92,000円	244,000円	80,000円	2,650円	2,610円
	6平方メートル		230,000円	477,000円	100,000円	4,680円	2,610円
	9平方メートル		460,000円			7,890円	
合葬墓(1体につき)		65,000円					

」

に、

210円

を

--

に改め、同表備考中第3項を第4項とし、第2

項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般墓地に埋蔵している焼骨を合葬墓に改葬し、一般墓地を返還する者については、当該一般墓地の1区画に埋蔵している焼骨を1体とみなして、この表を適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第151号

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

乳児に係る一部負担金の免除の対象となる保護者の所得制限及び出産育児一時金に係る支給額について所要の改正をするためのものである。

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険条例（昭和34年八戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第3条第2項第2号の規定」を「第3条第2項第1号に定める場合」に改める。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養の給付に係る一部負担金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第152号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の区分を変更し、その額を改定するとともに、長期優良住宅容積率制限特例許可申請手数料等の額を定め、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の4の表1の項中「第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に」を「第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に」に改め、同項第1号中「新築に係る認定申請（」を削り、「長期優良住宅建築等計画の認定の申請をいう。以下この項において同じ。）」を「一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この表において「確認書」という。）若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この表において「確認書等」という。）を添付する場合 12,000円

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合 46,000円

イ 増築又は改築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 確認書又はその写しを添付する場合 18,000円

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合 69,000円

別表第6の4の表1の項第1号ウを削り、同項第2号中「増築又は改築に係る認定申請」を「法第5条第1項から第4項までの規定による共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る申請」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 確認書等を添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 総戸数が5戸以内の共同住宅等 22,000円

b 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 37,000円

c 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 62,000円

d 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 99,000円

e 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 15万円

f 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 25万円

g 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 32万円

h 総戸数が300戸を超える共同住宅等 37万円

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 総戸数が5戸以内の共同住宅等 10万円
- b 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 17万円
- c 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 34万円
- d 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 61万円
- e 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 105万円
- f 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 195万円
- g 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 279万円
- h 総戸数が300戸を超える共同住宅等 342万円

イ 増築又は改築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 確認書又はその写しを添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 総戸数が5戸以内の共同住宅等 33,000円
- b 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 55,000円
- c 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 93,000円
- d 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 14万円
- e 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 22万円
- f 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 38万円
- g 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 49万円
- h 総戸数が300戸を超える共同住宅等 55万円

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16万円
- b 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 26万円
- c 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 51万円
- d 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 92万円
- e 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 158万円
- f 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 293万円
- g 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 419万円
- h 総戸数が300戸を超える共同住宅等 513万円

別表第6の4の表1の項第2号ウを削り、同項に次の1号を加える。

(3) 法第5条第5項の規定による区分所有住宅の増築又は改築に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 確認書又はその写しを添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 33,000円
- (イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 55,000円
- (ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 93,000円
- (エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 14万円
- (オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 22万円
- (カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 38万円
- (キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 49万円
- (ク) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 55万円

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16万円
- (イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 26万円
- (ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 51万円
- (エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 92万円
- (オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 158万円
- (カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 293万円
- (キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 419万円
- (ク) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 513万円

別表第6の4の表2の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項第1号中「新築に係る変更認定申請(」を削り、「第3項」を「第4項」に、「長期優良住宅建築等計画の変更の認定の」を「新築に係る」に改め、「をいう。以下この項において同じ。)」を削り、同号ア(ア)から(ク)まで以外の部分を次のように改める。

確認書等を添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

別表第6の4の表2の項第1号ア(ア)中「3,000円」を「6,000円」に改め、同号ア(イ)中「6,000円を一の共同住宅等の住戸のうち同時に変更認定申請をされた住戸の数(以下この項において「変更認定申請戸数」という。)で除して得た額」を「11,000円」に改め、同号ア(ウ)中「10,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「18,000円」に改め、同号ア(エ)中「17,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「31,000円」に改め、同号ア(オ)中「29,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「49,000円」に改め、同号ア(カ)中「53,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「76,000円」に改め、同号ア(キ)中「85,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「12万円」に改め、同号ア(ク)中「10万円

を変更認定申請戸数で除して得た額」を「16万円」に改め、同号ア(ケ)中「11万円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「18万円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(イ)中「56,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「54,000円」に改め、同号ウ(ウ)中「89,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「86,000円」に改め、同号ウ(エ)中「を変更認定申請戸数で除して得た額」を削り、同号ウ(オ)中「31万円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「30万円」に改め、同号ウ(カ)中「55万円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「52万円」に改め、同号ウ(キ)中「101万円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「97万円」に改め、同号ウ(ク)中「145万円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「139万円」に改め、同号ウ(ケ)中「178万円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「171万円」に改め、同号ウを同号イとし、同項第2号中「増築又は改築に係る変更認定申請」を「法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第5項までの規定による増築又は改築に係る申請」に改め、同号ア(ア)から(ケ)まで以外の部分を次のように改める。

確認書又はその写しを添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

別表第6の4の表2の項第2号ア(ア)中「4,000円」を「9,000円」に改め、同号ア(イ)中「9,000円を認定申請戸数で除して得た額」を「16,000円」に改め、同号ア(ウ)中「16,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「27,000円」に改め、同号ア(エ)中「23,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「46,000円」に改め、同号ア(オ)中「44,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「74,000円」に改め、同号ア(カ)中「75,000円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「11万円」に改め、同号ア(キ)中「12万円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「19万円」に改め、同号ア(ク)中「15万円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「24万円」に改め、同号ア(ケ)中「16万円を変更認定申請戸数で除して得た額」を「27万円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(イ)から(ケ)までの規定中「を変更認定申請戸数で除して得た額」を削り、同号ウを同号イとし、同表3の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定）認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定等）認定申請手数料」に改め、同表4の項中「認定計画実施者の」を「長期優良住宅建築等計画の認定に基づく」に、「認定計画実施者地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」に改め、同表に次のように加える。

5	法第18条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率制限特例許可申	長期優良住宅容積率制限特例許可申	1件につき16万円
---	---	------------------	-----------

積率の制限の特例の許可の申請に対する審査	請手数料	
6 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下この表において「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を除く。）の認定の申請に対する審査	特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 新築の場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 市長が定める書面により法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認められる場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 6,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 11,000円を一の共同住宅等の住戸のうち同時に改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請をされた住戸の数（以下この項において「変更認定申請戸数」という。）で除して得た額</p> <p>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 18,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 31,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 49,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 76,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 12万円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 16万円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 18万円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 23,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 54,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 86,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p>

- (イ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 17万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ロ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 30万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ハ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 52万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ニ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 97万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ホ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 139万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ヘ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 171万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (2) 増築又は改築の場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 市長が定める書面により法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認められる場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 9,000円
 - (イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16,000円を変更認定申請戸数で除して得た額
 - (ロ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 27,000円を変更認定申請戸数で除して得た額
 - (ハ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 46,000円を変更認定申請戸数で除して得た額
 - (ニ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 74,000円を変更認定申請戸数で除して得た額
 - (ホ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 11万円を変更認定申請戸数で除して得た額
 - (ヘ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 19万円を変更認定申請戸数で除して得た額
 - (ト) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 24万円を変更認定申請戸数で除して得た額

		<ul style="list-style-type: none"> (ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 27万円 を変更認定申請戸数で除して得た額 イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅 の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 一戸建ての住宅 34,000円 (イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 81,000円 を変更認定申請戸数で除して得た額 (ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅 等 13万円を変更認定申請戸数で除して得 た額 (エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅 等 25万円を変更認定申請戸数で除して得 た額 (オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅 等 46万円を変更認定申請戸数で除して得 た額 (カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅 等 79万円を変更認定申請戸数で除して得 た額 (キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅 等 146万円を変更認定申請戸数で除して得た 額 (ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅 等 209万円を変更認定申請戸数で除して得た 額 (ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 256万 円を変更認定申請戸数で除して得た額
7 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更に限る。）の認定の申請に対する審査	特定長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定）認定申請手数料	1件につき6,000円
8 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画に関する認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	特定長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料	1件につき3,000円

別表第6の4の表備考第1項を削り、同表備考第2項中「法第8条第2項において準用する法第5条第2項又は第3項の規定による」を「改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる」に、「2の項」を「6の項」に改め、同項を同表備考第1項とし、同表備考第3項中「第8条第2項」の次に「（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更に係る当該規定を含む。）」を加え、「。以下この項において同じ」を削り、「又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料又は特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に、「又は2の項」を「、2の項又は6の項」に改め、「同時に」の次に「同条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更に係る法第8条第2項において準用する」を加え、同項を同表備考第2項とし、同表備考第4項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同項を同表備考第3項とする。

別表第6の5の表1の項第1号アからウまで以外の部分中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議案第153号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、児童科学館及び視聴覚ライブラリーの管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

- (1) 八戸市児童科学館
- (2) 八戸市視聴覚ライブラリー

2 指定管理者

三八五ふれあいネット

代表者

八戸市城下四丁目19番15号

三八五交通株式会社

代表取締役 小笠原 修

構成員

八戸市江陽二丁目18番37号

三八五バス株式会社

代表取締役 安 達 清 幸

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第154号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、館鼻公園及びみなと体験学習館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 館鼻公園

(2) 八戸市みなと体験学習館

2 指定管理者

八戸市大字長苗代字上中坪35番地 1

三八五流通株式会社

代表取締役 泉 山 元

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第155号

八戸市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
八戸市過疎地域持続的発展計画を次のとおり定める。

令和3年12月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市過疎地域持続的発展計画 別冊

理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令附則第3条第2項の規定によりその例によることとされる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、南郷地域の持続的発展を図ることを目的とした八戸市過疎地域持続的発展計画を定めるためのものである。